愛知医大同窓会 学術振興助成審査規定

【目的】 愛知医科大学同窓会(愛橘会)会員内の優秀な研究者に対し、今後さらにその大成を期し研究振興の一助となることを目的とする。

【定義】 この規定において「表彰」「助成」とは、次に掲げるものをいう。詳細は各細則 を参照とする。

- 1.愛橘学術賞 学術研究において、優れた研究論文を発表した個人又は共同研究論文の筆頭者を褒賞するものをいう。
- 2.愛橘医学奨励賞 愛知医科大学医学部医学科に在籍中の学生において、優れた研究発表 した者を褒賞するものをいう。
- 3.学会主催助成申請 学会主催にて学会会長としての任務に対する助成をいう。
- 4.海外留学助成申請 海外留学においての研究に対する助成をいう。

【対象】 会費を完納している本会会員であること。対象者に関する詳細については各賞の 細則を参照とする。

【申請方法】1.愛橘学術賞 2.愛橘医学奨励賞 3.学会主催助成申請 4.海外留学助成申請 とも同窓会の規定した誓約書ならびに書式 1~4 に従い、必要事項を記入し、関係書類とともに会長に提出するものとする。

【資格・選考規定】 各賞の細則を参照とする。

【選考方法】 教育学術委員会の選考を理事会が承認する。ただし、委員の中から申請があった場合は選考委員から除外する。

【結果報告・表彰】 各賞の細則を参照とする。

附則)この規定は、平成28年4月30日から施行する。

愛橘学術賞に関する細則

【対象・資格】

本同窓会会員が個人又は筆頭者で過去3カ年以内に公刊(印刷または電子ジャーナル)された優れた独創的研究論文とする。

【選考方法】

- ① 受賞者は毎年3名を上限とし、愛橘学術教育委員会が選考し、理事会が承認する。
- ② 主要学会での受賞論文・impact factor・担当教授の推薦文なども参考にする。
- ③ 年齢および職位等により、①の受賞者人数にかかわらず特別賞を選考することができる
- ④ 受賞者不在の場合もある。

【結果報告・表彰】

- ① 同窓会総会で授与・表彰をする。
- ② 受賞者は同窓会総会にて受賞講演をし、同窓会誌に抄録(概説)・受賞文などを寄稿することとする。
- ③ 受賞者に副賞として金30万円と記念品を授与する。但し、特別賞受賞者は記念品のみとする。

附則)この規程は、2021年2月6日から施行する。

愛橘医学奨励賞に関する細則

【対象・資格】

愛知医科大学医学部医学科に在籍中の学生で、同窓会総会において優れた研究発表をした 個人または研究グループ。

【選考方法】 受賞者は毎年3組を上限とし、愛橘学術教育委員会が選考し、理事会が承認する。受賞者不在の場合もある。

【結果報告・表彰】 同窓会総会にて発表・授与・表彰をする。

受賞者に副賞として金5万円を授与する。

学会主催助成申請に関する細則

【対象・資格】本同窓会会員が学会会長として、主催する場合。その会長を対象とする。

【選考方法】 愛橘学術教育委員会が選考し、理事会が承認する。

【選考基準】 ①日本医学会に属している学会か否か。

②学会規模(総会・地方会・会員数・参加人数)などを考慮し、 助成金額を決定する。(原則、研究会は対象外)

【助成金額】 1件につき最大20万円を助成する。

【報告】 主催学会終了後に実績報告書および収支決算書を提出し、同窓会誌にて 主催学会の報告をする。

附則) この規定は、2023年2月18日から施行する。

海外留学助成申請に関する細則

【対象・資格】本同窓会会員本人が留学者で、6ヶ月以上の留学および担当教授の推薦があるものを対象とする。

【選考方法】 助成対象者は渡航前または渡航中に助成申請をする。留学終了後 6 ヶ月 以内に留学証明(留学先で発行されたもの)・留学中の業績を提出する。 愛橘学術教育委員会が選考し、理事会が承認する。

【助成金額】 1件につき、最大30万円を助成する。

【結果報告】 同窓会誌に渡航記等を寄稿することとする。また、本同窓会から依頼を 受けたものは留学成果等を同窓会総会にて報告・発表する。

附則) この規定は、2023年2月18日から施行する。